

水巻町ふるさと応援寄付条例施行規則

平成 20 年 9 月 29 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、水巻町ふるさと応援寄付条例（平成 20 年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の受入れ等)

第 2 条 寄付金の受入れは、随時行うものとする。

2 町長は、寄付金の申込み又は収受した寄付金が公序良俗に反するものと思われる場合は、受入れを拒否し、若しくは収受した寄付金を返還することができる。

3 町長は、前項の規定による取扱いをした場合は、理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄付金の申込み)

第 3 条 寄付金の申込みは、水巻町ふるさと応援寄付申込書（様式第 1 号）により行い、寄付金の払込みは町長が指定した方法によるものとする。

(寄付金の管理等)

第 4 条 町長は、寄付金の適正な管理を図るため、水巻町ふるさと応援基金台帳（様式第 2 号）を整備するものとする。

2 町長は、基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(寄付金の額)

第 5 条 寄付金は、一口 5,000 円とする。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

(運用状況の公表)

第 6 条 町長は、寄付金の運用状況をホームページ等により公表するものとする。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。